



2024年7月5日

各 位

会 社 名 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大谷 利興
コ ー ド 3 7 7 9
問合せ先 業務管理統括本部 部長 丸山 博之
(電話 03-5114-0761)

(開示事項の経過) 連結子会社における控訴の提起に関するお知らせ

当社の連結子会社であるSmartcon inc.は、2024年6月25日付「(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟判決に関するお知らせ」にて公表しております損害賠償請求訴訟に係る判決(第一審)に対し、2024年7月5日にソウル高等裁判所に対して控訴(以下、「本訴」といいます。)を提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本訴提起の概要

(1) 控訴の提起を行った裁判所及び年月日

裁判所：ソウル高等裁判所

判決年月日：2024年7月5日

(2) 控訴を提起したもの(原告)

①名 称：Smartcon inc.

②住 所：大韓民国ソウル市江南区カロスキル 85

③代表者：代表理事 尹 喜重、大谷 利興

(3) 控訴を提起した相手(被告)

①名 称：株式会社Iron motors (韓国法人)

②住 所：122 Bongyang-ro, Masanhoewon-gu, Changwon-si,

Gyeongsangnam-do, Republic of Korea

③代表者：代表理事 キム・ミンギョ

2. 本訴に至るまでの経緯

Smartcon Inc.は、2023年6月2日付「連結子会社における債権の取立不能又は取立遅延のおそれ」で公表し、「(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟提起及び仮差押えの決定に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、株式会社 Iron motors (韓国法人) との間でデジタル商品券の取引を開始いたしましたが、これは同社担当者の不正取引の可能性があるものであり、2023年5月までのデジタル商品券に対して取立不能又は取立遅延のおそれが生じているため、同社及び担当者に対して損害賠償訴訟を提起しておりました。当該訴訟に対して2024年6月25日付「(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟判決に関するお知らせ」にて判決が下されましたが、株式会社 Iron motors (韓国法人) への請求が棄却される内容であったため、当該判決を不服とし、控訴するものであります。

3. 控訴の内容

株式会社 Iron motors (韓国法人) に対する請求の棄却を取り消し、1,216 百万ウォンの支払いを求めるものであります。

4. 今後の見通し

本訴におきまして Smartcon inc. の主張が認められるよう適切に対応してまいります。また当社におきましては 2024 年 6 月 25 日付「(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟判決に関するお知らせ」における今後の見通しでお知らせいたしましたとおり、回収可能性や関連訴訟の状況を確認しつつ、今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上